

第4期横浜市高齢者居住安定確保計画 を策定しました！

令和2年12月に実施しました市民の皆様からの意見募集の結果を踏まえ、「第4期横浜市高齢者居住安定確保計画」を策定しました。本計画に基づき、本市の住宅政策を推進していきます。

1 本計画の概要

(1) 計画の目的

本計画は、高齢者の居住の安定確保に関する法律に基づき、住宅政策と高齢者福祉政策が連携して、介護等を必要とする高齢者の住宅セーフティネットを確立し、また、高齢者全体の住生活の安定と向上を実現することを目的としています。

(2) 計画の位置づけ

本市の住まいや住環境についての基本的な方向性を示す「横浜市住生活基本計画」と、高齢者に関する保健福祉事業や介護保険制度の円滑な実施に関する「よこはま地域包括ケア計画」を踏まえた計画です。

(3) 計画期間

令和3年度から令和8年度までの6年間

2 本計画のポイント

本市における、高齢者の居住の安定の確保に向けた取組を、市民の皆様に分かりやすくお示しするため、新規及び拡充する取組として明記しました。主なものは、以下の5つとなります。

(1) セーフティネット住宅等の供給促進【拡充】

高齢者に住宅を貸し出すオーナー等の不安を払拭し、「セーフティネット住宅」の供給を促進させるため、単身高齢者の「見守りサービス」に対する補助制度の本格実施に向けた検討を進めます。

「セーフティネット住宅」とは

高齢者や子育て世帯、障害のある方、所得の低い方など、住まいにお困りの方と、空き家の活用を考えている大家さんとをマッチングさせることで、住まいにお困りの方が入居できる住宅です。

一部のセーフティネット住宅では、要件を満たしている方に対して、家賃や家賃債務保証料の支援を行っています。

- ・ **月額家賃を最大4万円補助** します。（原則10年間）
- ・ 家賃債務保証を利用する場合、**家賃債務保証料を最大6万円** 補助します。（初回保証料のみ）

(2) 健康リスクの軽減などに寄与する省エネ住宅の普及促進【拡充】

ヒートショックや熱中症などの健康リスクの軽減に寄与する「省エネ住宅」の普及を促進させるため、持ち家に加え、「賃貸住宅の省エネルギー化」の推進に向けた検討を進めます。

(3) 住宅確保要配慮者の居住支援を行うサポーターの認定【新規】

住宅確保要配慮者の居住支援を充実させるため、横浜市居住支援協議会が不動産事業者や福祉支援団体などを「サポーター」として認定し、団体や区局の連携を強化する制度の検討を進めます。

「横浜市居住支援協議会」とは

住まいにお困りの方の入居支援と生活支援に関して、協議を行う団体です。協議会では、令和元年8月に、住まいにお困りの方、賃貸住宅のオーナー、不動産事業者、福祉支援団体向けの相談窓口を開設しました。

≪横浜市居住支援協議会 相談窓口≫

相談無料、電話、FAX、窓口、ホームページにて受け付けています。

TEL : [045-451-7812](tel:045-451-7812) FAX : 045-451-7813

横浜市神奈川区栄町8番地1 横浜ポートサイドビル 横浜市住宅供給公社 本社4階

10時～17時(土日・祝日・年末年始を除く)

<https://yokohama-kyojushien.jp/>

横浜市居住支援協議会

検索

(4) 相談窓口の充実・連携強化【拡充】

高齢者がより身近な場所できめ細かな相談が受けられるよう、区役所や地域ケアプラザなどへの「出張相談」の充実に向けた検討を進めます。

(5) 市営住宅・戸建て住宅地・大規模団地等の再生に伴う機能の導入【拡充】

生活に必要な様々な機能を配置し、住宅地としての魅力を向上させるため、高齢者の買物を支援する仕組や空き家・空き室等を活用した地域交流施設の設置などについての検討を進めます。

3 策定の経過

令和2年12月18日～令和3年1月18日 市民意見募集の実施

令和3年2月19日 市民意見募集の結果公表

令和3年4月1日 計画策定

4 計画の閲覧方法

計画本文や市民意見募集の結果は、横浜市ホームページからご覧いただけます。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/sumai-kurashi/jutaku/shiryo/keikaku/housdata.html#3koreishakyojuantei>

横浜市高齢者居住安定確保計画

検索

お問合せ先

横浜市建築局住宅政策課長 松本 光司 Tel 045-671-2917